

旧中村区役所への自動販売機の設置に係る 建物有償貸付契約についての注意事項

- 1 今回の競争入札に付した貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）が締結される場合を除き、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。

- 2 入札説明書3(5)イに記載のとおり、今回の入札によって自動販売機を設置するに当たり、設置事業者においては、販売する商品の容器の種類に応じた**使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル**をしていただくこととなります。

- 3 入札申込における「**代理人**」について、法人の場合、通常、入札書を提出する際、代表者本人ではなく、当該法人においてその契約事務について命を受けた責任者・担当者が来ることが一般的であると思われます。

本件において「代理人」とは、ここでいう法人の命を受けて入札書を持参する者を想定しているのではなく、例えば、入札申込者が個人の場合に、家族や知人が代わりに入札（入札書に記名）する場合、あるいは、法人の場合に、代表者でないもの（支店長等）が入札する場合や当該法人の従業員ではない者が入札する場合というように、その代わりに入札を行う者のことを言います。

したがって、申込者の法人（支社・事業所等を含む。）の営業担当者など、当該法人の従業員が業務として入札書を持参する場合は代理人とは扱いません。

なお、代理人の取扱いについて不明な点がございましたら、財産管理課県有施設長寿命化グループ（052-954-6147）へお問い合わせください。